

長期継続契約に係る物品賃貸借契約約款の特記事項

(歳入歳出予算の減額等による契約の変更等)

- 第1条 この契約は、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約をいう。）であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳入歳出予算の金額が減額され、又は削除された場合は、賃借人は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除しようとする場合は、変更し、又は解除しようとする会計年度の初日の前までに、賃貸人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賃貸人は、第1項の規定により賃借人が契約を変更又は解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を賃借人に請求することができない。